附則第十八条第三項中「加給年金額」の下に「（厚生労働大臣が支給する給付に係るものを除く。）」を加える。

附則第十九条第三項第二号中「年金」の下に「（厚生労働大臣が支給するものを除く。）」を加え、同項第三号中「加算された年金」の下に「（厚生労働大臣が支給するものを除く。）」を加える。

附則第二十一条第二項第二号中「書類」の下に「（厚生労働大臣が支給する年金たる給付を受けていることにより支給が停止されている退職共済年金に係るものを除く。）」を加える。

附則第二十三条第一項中「同法」を「廃止前農林共済法」に改め、同条第二項第五号中「当該年金」の下に「（厚生労働大臣が支給するものを除く。）」を加える。

附則第二十四条の次に次の一条を加える。

（退職共済年金の受給権者が国会議員等となったときの届出等）

第二十四条の二　厚生年金保険法施行規則第三十条第十一項及び第十二項並びに第三十二条の三から第三十二条の六までの規定は、退職共済年金について準用する。

附則第二十五条第二項中「障害共済年金の年金証書」を「年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類」に改める。

附則第三十一条第一項中「若しくは次順位者又は同法第五十二条前段の規定により遺族共済年金を受ける権利を失った者がある場合において、同法第二十七条の規定の適用により支給を受けるべき遺族共済年金の変更を請求しようとする同順位者若しくは同法第五十二条後段の規定により遺族の転給を請求しようとする次順位者」を「又は次順位者」に改め、同項第三号中「又は失権した者」を削り、同条第二項第一号中「又は同法第五十二条各号のいずれか」を「の規定」に改め、同項第二号中「遺族共済年金の年金証書」を「所在不明である者の年金手帳その他のその者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類」に改め、同項第四号を次のように改める。

四　削除

附則第三十一条第二項第五号を次のように改める。

五　削除

附則第三十一条第二項第六号中「当該」の下に「年金（厚生労働大臣が支給するものを除く。）の」を加える。

附則第三十一条の二中「又は失権した者」を削り、「又は同法第五十二条各号のいずれか」を「の規定」に、「遺族共済年金」を「所在不明である者」に改める。

附則第三十二条第二項中「加算がされた年金」の下に「（厚生労働大臣が支給するものを除く。）」を加える。

附則第三十六条の次に次の一条を加える。

（退職年金等の受給権者が国会議員等となったときの届出等）

第三十七条　厚生年金保険法施行規則第三十条第十一項及び第十二項並びに第三十二条の三から第三十二条の六までの規定は、退職年金、減額退職年金又は通算退職年金について準用する。

附則第四十二条中「第四十八条後段又は同法」を削る。

附則第四十二条の二中「又は失権した者」を削り、「又は同法第五十二条各号のいずれか」を「の規定」に、「遺族共済年金」を「所在不明である者」に改める。

附則第四十三条第二項第一号中「遺族年金の年金証書」を「年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類」に改め、同項第二号中「年金」の下に「（厚生労働大臣が支給するものを除く。）」を加える。

附則第四十六条の二中「又は失権した者」を削り、「又は同法第五十二条各号のいずれか」を「の規定」に、「遺族共済年金」を「所在不明である者」に改める。

附則第五十条第二項第二号中「停止の解除を受けようとする年金の年金証書」を「年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類」に改め、同項第三号及び第四号中「前項第三号の年金」の下に「（厚生労働大臣が支給するものを除く。）」を加える。

附則第五十一条第二項第二号中「停止の解除を受けようとする年金の年金証書」を「年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類」に改め、同項第六号中「前項第四号の年金」の下に「（厚生労働大臣が支給するものを除く。）」を加える。

附則第五十二条の二中「法第七十八条」を「厚生年金保険法第七十八条第一項」に、「又は」を「若しくは」に、「添えるべき書類」の下に「又は附則第二十四条の二若しくは附則第三十七条の規定により準用するものとされた厚生年金保険法施行規則第三十二条の三第一項の届書若しくはこれに添えるべき書類（同条第三項の規定の適用を受けるものに限る。）」を加える。

附則第五十九条中「及び第八十七条」を「、第八十七条」に改め、「除く。）」の下に「及び第八十七条の二」を加える。

附則第六十条中「他の遺族厚生年金」の下に「（同一の実施機関が支給するものに限る。）」を加える。

（北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律に基づく国民年金の特例に関する省令の一部改正）

第十三条　北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律に基づく国民年金の特例に関する省令（平成十四年厚生労働省令第百七十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「老齢基礎年金の年金証書」を「国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類」に改める。

（独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正）

第十四条　独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百四十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の二第一号中「第五条第二項」を「第五条第一項」に、「第五条第五項」を「第五条第四項」に、「第五条第六項」を「第五条第五項」に、「第五条第七項」を「第五条第六項」に改め、同条第二号ハ中「第五条第四項」を「第五条第三項」に改め、同号ニを削り、同号ホを同号ニとする。

（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則の一部改正）

第十五条　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則（平成十七年厚生労働省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第六号中「公的年金給付」の下に「（厚生労働大臣が支給するものを除く。）」を加える。

第三条第二項第二号中「書類」の下に「（厚生労働大臣が支給する公的年金給付に係るものを除く。）」を加える。

第四条第二項第二号及び第三号中「公的年金給付」の下に「（厚生労働大臣が支給するものを除く。）」を加える。

第二十一条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（添付書類の省略等）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第二十一条の二　この省令の規定により次の各号に掲げる書類を請求書又は届書（以下この条において「請求書等」という。）に添えなければならない場合において、厚生労働大臣が法第二十九条の規定により同条に規定する事項について必要な書類を閲覧し、又は資料の提供を受けることにより次の各号に掲げる書類に係る事実を確認することができるときは、当該規定にかかわらず、当該書類を請求書等に添えることを要しないものとする。

一　第一条第二項第七号に掲げる書類

二　公的年金給付の支給状況に関する書類

第二十五条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　第二十一条の二の規定による確認

（国民年金法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第十六条　国民年金法施行規則等の一部を改正する省令（平成十八年厚生労働省令第百六十六号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第六項中「又は」を「若しくは」に改め、「第六十八条の三の書類等」の下に「又は国民年金法施行規則等の一部を改正する等の省令（昭和六十一年厚生省令第十七号）附則第十七条の二の規定により適用するものとされた厚生年金保険法施行規則第三十二条の三第一項の届書若しくはこれに添えるべき書類（同条第三項の規定の適用を受けるものに限る。）」を加える。